佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年10月27日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

## 佐賀県公安委員会規則第6号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
<b>引表第 1</b> (第 3 条関係)			別	別表第1 (第3条関係)			
事務の種類	根拠規定	決裁事項		事務の種類	根拠規定	決裁事項	
略				略			
警察法(昭和29	略			警察法(昭和29	略		
年 法 律 第 162 号) に規定する事務	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に 対する援助要求及び警察庁又は 他の都道府県警察の要請に基づ く援助		年 法 律 第 162 号) に規定する事務	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に 対する援助の要求及び警察庁又 は他の都道府県警察の要請に基 づく援助(災害、人命救助、犯罪 捜査等のために緊急を要する場 合及び犯罪捜査共助規則(昭和32 年国家公安委員会規則第3号)第 13条第2項の規定により専門捜 査員を派遣する場合を除く。)	
	第60条第2項	他の都道府県警察に対して援助 を要求する場合の必要事項の警 察庁への連絡			第60条第2項	他の都道府県警察に対して援助を要求する場合の必要事項の警察庁への連絡 (災害、人命救助、犯罪捜査等のために緊急を要する場合及び犯罪捜査共助規則第13条第1項の規定による専門捜査員の派遣の要求に関する場合	

改正前	改正後		
略	<u>を除く。)</u> 略		
略	略		
<ul> <li>銃砲刀剣類所</li></ul>	<ul> <li>銃砲刀剣類所 第26条第2 時等取締法施 項</li> <li>行令(昭和33年政令第33号)に規定する事務</li> <li>略</li> </ul>		
幹線道路の沿 道の整備に関 する法律(昭和 55年法律第34 	幹線道路の沿 道の整備に関 する法律(昭和 55年法律第34 号)に規定する 事務     第 7 条 の 2 第 1 項     略		
略	略		
原子力災害対 策特別措置法 (平成11年法 律第156号)に 規定する事務	原子力災害対 策特別措置法 (平成11年法 律第156号)に 規定する事務     第28条第3 項において 読み替えて 適用する災 害対策基本 法第23条第 6項     略		
略	略		

附 則 この規則は、公布の日から施行する。